

1人1台端末を活用するために必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の第2回改訂を行いましたので、お知らせします。

事 務 連 絡
令 和 3 年 5 月 2 8 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長 殿
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の第2回改訂について（事務連絡）

文部科学省では、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、地方公共団体が設置する学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）を対象とした情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となるよう、学校における情報セキュリティポリシーの考え方や内容を示してきました。

この度、GIGA スクール構想における1人1台端末整備や高速大容量の校内通信ネットワーク整備が概ね整うなど、急速な学校 ICT 環境整備の推進を踏まえ、1人1台端末を活用するために必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するため、本ガイドラインの第2回改訂を行うとともに、本ガイドラインの中核となる考え方を解説したハンドブックを作成しましたので、お知らせします。

ついては、各教育委員会におかれては貴地方公共団体の情報セキュリティ担当部局とも連携をしながら、学校における情報セキュリティ対策の実効性担保に向けた取組を進めていただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対し、本件について周知いただくようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、地方公共団体が設置する学校を念頭に置いています。それ以外の学校における情報セキュリティ対策の実施においても参考となりますので、各都道府県知事、附属学校を置く各国公立大学長、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にも送付いたします。

（添付資料）

- ① 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和3年5月改訂）
- ② 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」ハンドブック（令和3年5月改訂）
- ③ 第2回改訂に関する説明資料

※①及び②の資料はデータ容量が大きいため、以下の URL からダウンロードをお願いします。

（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/other/1421443_00002.htm

【本件担当】

学習情報係 川崎、尾野、佐藤、田端

TEL：03-5253-4111（内線3435）

03-6734-3263（直通）

E-mail：jogai@mext.go.jp